

職業訓練受講給付金の手続には マイナンバーの記載が必要です

- 他の行政機関などとの間でマイナンバー(個人番号)を使用して情報連携を行うことで、国民の皆さまの利便性の向上や効率的な運営を進めていきます。

1 職業訓練受講給付金の申請手続の際には、マイナンバーの記載をお願いします。

平成28年1月から、職業訓練受講給付金の申請手続の際にはマイナンバーの記載が必要になりました。手続のためハローワーク窓口にご来所いただいた際には、申込書・申請書等へのマイナンバーの記入をお願いします。

◆ 受講申込・事前審査書 (安定所提出用)

様式B-1 受講申込・事前審査書 (安定所提出用)

帳票種別 ①申請日 (6 令和) ②求職

6 2 0 0 1 元 年 月 日

③個人番号 (職業訓練受講給付金の支給を希望する場合のみ記載してください)

④フリガナ (カタカナ) 姓と名の間にはスペース (空白) を入れてください

⑦氏名 姓と名の間にはスペース (空白) を入れてください

⑧電話番号 市外局番 市内局番 番号

◆ 職業訓練受講給付金支給申請書

様式第3号(第17条関係)(表面) 職業訓練受講給付金支給申請書 (様式B-6)

①申請番号			
フリガナ		③生年月日	昭和 平成 令和 年 月 日
②氏名			
④住所			
⑤個人番号			
⑥訓練番号			
⑦訓練科名			

◆ 特定求職者氏名等変更届

令和 年 月 日 (様式B-9)

特定求職者氏名等変更届

公共職業安定所長 届

(個人番号・氏名・住所又は居所・電話番号・給付金振込先口座番号)に変更がありましたので、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第23条の規定等により、以下のとおり届けます。

届出者氏名 印

申請番号

①個人番号	新番号	旧番号
②氏名	新氏名	旧氏名

ハローワークの窓口に来所した際、個人番号の記載欄にマイナンバーを記載してください。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

裏面もご覧ください → → →

マイナンバーに関するお問合せは、総合フリーダイヤルへ！

◆ 電話番号：0120-95-0178 (無料)

※一部IP電話などでつながらない場合は下記の番号におかけください。

- ▶ マイナンバー制度に関すること 050-3816-9405 (有料)
- ▶ 「通知カード」「個人番号カード」に関すること 050-3818-1250 (有料)

◆ 受付時間：平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30 (年末年始12月29日~1月3日を除く)




2 マイナンバーを用いる手続では、厳格な本人確認を行います

マイナンバーを用いる際は、**なりすまし防止のため、マイナンバーについて下の2つを行います。**

- ① 番号確認 …… 正しい番号であることの確認
- ② 身元(実在)確認 …… 番号の正しい持ち主であることの確認

そのため、ハローワークでの手続の際には、**下表①②それぞれについて、(1)(2)いずれかの書類をお持ちください。**※マイナンバーカードは、①番号確認と②身元(実在)確認の両方に使えます。

	(1)	(2)
① 番号確認	マイナンバーカード	通知カード または 個人番号の記載のある住民票 (住民票記載事項証明書)
② 身元(実在)確認	マイナンバーカード 	<p>a または b</p> <p>a. 以下の書類のいずれか1つ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 など <p>b. aがない場合は以下の書類から2つ以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 など

3 申請にあたって

- ◆『受講申込・事前審査書(安定所提出用)』、『職業訓練受講給付金支給申請書』や『特定求職者氏名等変更届』にマイナンバーを記載する場合は、ご自身で記入をお願いします。ハローワーク窓口での記入をお願いしますので、必ず上表の確認書類をお持ちください。
- ◆マイナンバーの記載がない場合や、ご本人から番号確認ができない場合は、番号法※¹第14条第2項の規定に基づき、ご本人のマイナンバーを確認します。
※¹ 正式名称は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」
- ◆マイナンバーの記載されている書類が提出されたにも関わらず、上表の確認書類のご提示がない場合は、正しいマイナンバーの確認が取れないため、申請を受理した後、漏えい防止のために記載されたマイナンバーをマスキングして書類を保管することがあります。
- ◆職業訓練受講給付金の申請にあたり、必要となる住民票や本人の所得証明書、年金証書等の書類の提出を、省略できる場合があります。

4 よくあるご質問

Q1 マイナンバーを記載して届け出ることには義務なのですか？

A1 はい。職業訓練受講給付金を受給される方は、番号法に基づき、職業訓練受講給付金支給手続の際に、マイナンバーを届け出ることが義務づけられています。※²

※² マイナンバーの記載が無い場合であっても、直ちに申請の受理を拒否するものではありませんが、後日マイナンバーの届け出が必要になるため、上表の確認書類をご持参ください。

Q2 就職支援計画書などハローワークから交付される書類にはマイナンバーが記載されるのですか？

A2 いいえ。返戻書類にはマイナンバーは記載されません。

Q3 通っている訓練実施機関にマイナンバーを提示する必要はありますか？

A3 いいえ。訓練実施機関が受講生のマイナンバーを収集することは、番号法で禁止されています。そのため、訓練実施機関からマイナンバーの提示を求められても、応じないでください。

【ご注意ください】

- ハローワークの職員が、ハローワークの窓口以外でマイナンバーの提出をお願いすることはありません。
- また、電話やファクシミリ、郵送による案内でマイナンバーの提出をお願いすることはありませんので、ハローワーク職員と名乗る人から電話などがあっても、絶対にマイナンバーを教えないようお願いします。